

Ⅱ 学校教育における人権教育の進め方

1. 学習の進め方

1 「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」とは

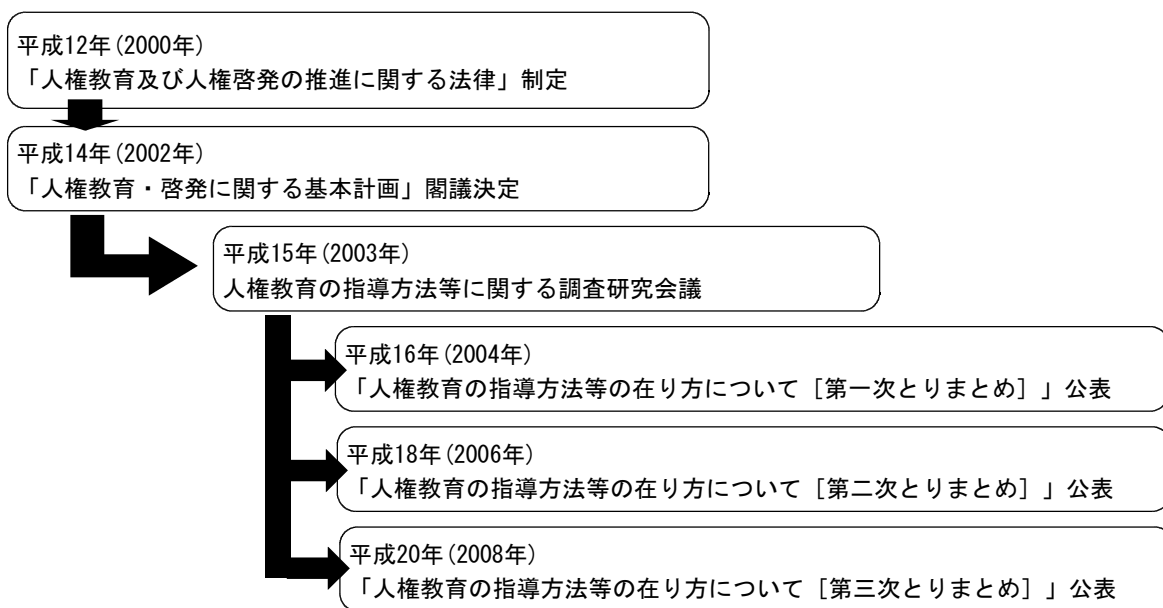
「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成14年に策定された「人権教育・啓発に関する基本計画」において、学校教育における人権教育の現状に関しては、「教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題」があるとされ、人権教育に関する取組の一層の改善・充実が求められました。

こうした指摘を踏まえ、平成15年に、文部科学省により、人権教育の指導方法等に関する調査研究会議が開催され、人権についての知的理解を深めるとともに人権感覚を十分に身に付けることを目指して検討が行われました。そして、平成16年に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第一次とりまとめ〕」が公表され、人権教育とは何かということがわかりやすく示されるとともに、学校教育における指導の改善・充実に向けた視点が示されました。

次いで、指導方法等の工夫・改善方策などについて主として理論的な観点からの検討が進められ、平成18年には、〔第二次とりまとめ〕が公表されました。

さらに、この調査研究会議では〔第二次とりまとめ〕の示した考え方への理解を深め、実践につなげていけるよう検討が進められ、掲載事例等の充実が図られるとともに、「指導等の在り方編」と「実践編」の二編に再編成され、平成20年〔第三次とりまとめ〕が公表されました。

指導等の在り方編 1～2 ページ



* 参考…… 〈資料〉 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕【概要】
(48ページ)

2 人権教育が目指すもの

1 人権教育とは

指導等の在り方編 4～5 ページ

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第2条において、「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」と定義付けられています。

人権教育の目標を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となります。また、人権が持つ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となります。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結び付ける実践力や行動力を育成することが求められます。

2 学校における人権教育の目標

指導等の在り方編 8 ページ

人権尊重の理念について、特に学校教育において指導の充実が求められる人権感覚等の側面に焦点を当てて子どもにもわかりやすい言葉で表現するならば、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」となります。そして、このことを単に理解するにとどめるのではなく、実践行動に結び付けることが、学校における人権教育の目標です。

つまり、一人一人の子どもがその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが、人権教育の目標です。

〈コラム〉人権とは

指導等の在り方編 4 ページ

「人権教育・啓発に関する基本計画」では、人権を「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」と示しています。

人権の内容には、人が生存するために不可欠な生命や身体の自由の保障、法の下での平等、衣食住の充足などに関わる諸権利が含まれています。また、人が幸せに生きる上で必要不可欠な思想や言論の自由、集会・結社の自由、教育を受ける権利、働く権利なども含まれています。

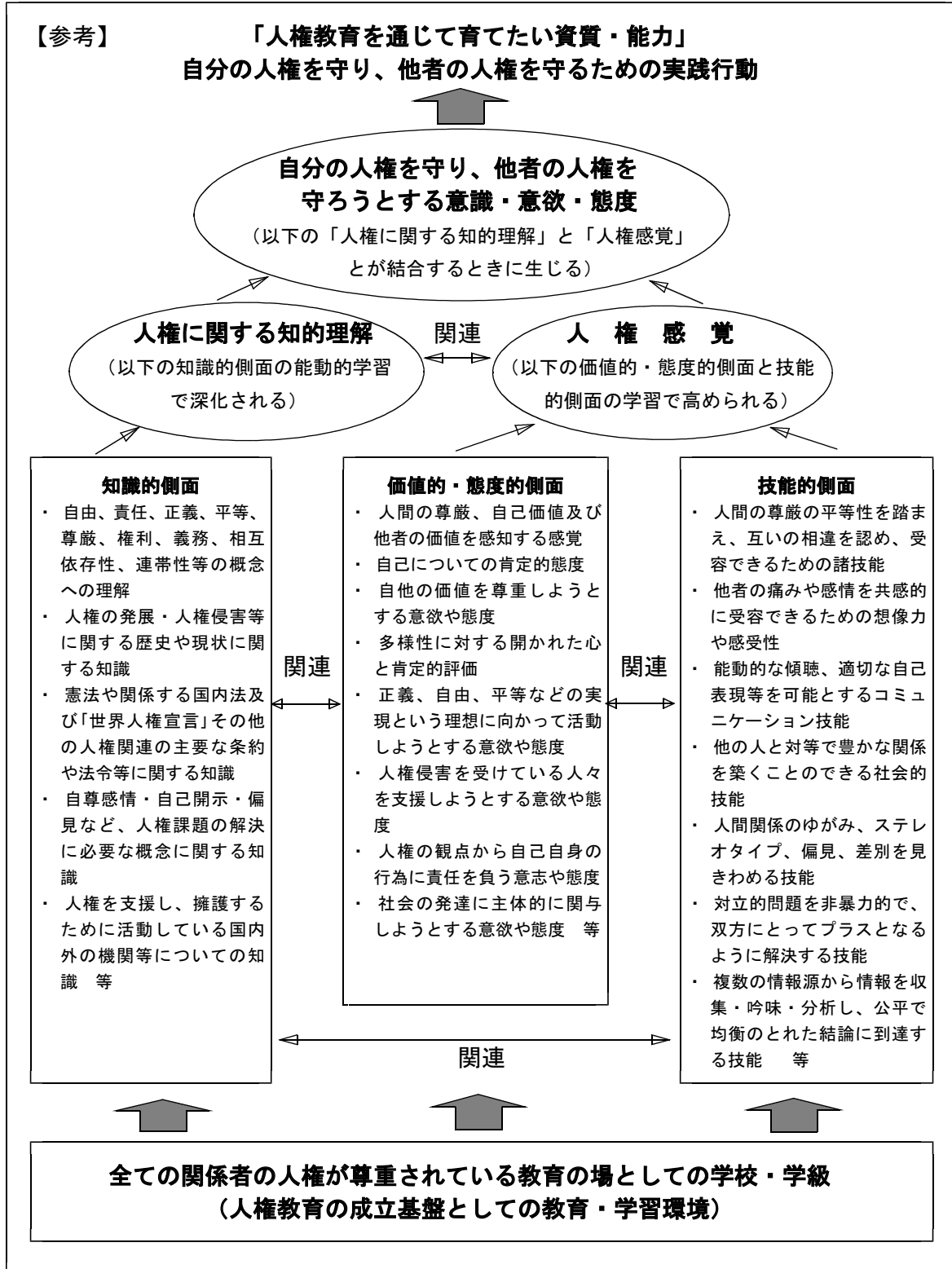
このような一つ一つの権利は、それぞれが固有の意義を持つと同時に、相互に不可分かつ相補的なものとして連なり合っています。このような諸権利をまとめて人権と呼んでおり、個々の権利には固有の価値があり、どれもが大切であって優劣や軽重の差はありません。ただし、今日、全国各地で子どもをめぐって生じている様々な事態にかんがみ、人間の生命はまさにかげがえのないものであり、これを尊重することは何よりも大切なことであることについて、改めて強調しておきます。

人権を侵害することは、相手が誰であれ、決して許されることではありません。全ての人は自分の持つ人としての尊厳と価値が尊重されることを要求して当然です。このことは同時に、誰であれ、他の人の尊厳や価値を尊重し、それを侵害してはならないという義務と責任とを負うことを意味することになります。

3 人権教育を通じて育てたい資質・能力

人権教育は、人権に関する知的理解の深化と人権感覚の育成を基盤として、自他の人権を擁護するための意識、意欲、態度、実践的な行動力など様々な資質や能力を育成し、発展させることを目指す総合的な教育です。これらの資質・能力については、三つの側面（知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面）から捉えることができます。

指導等の在り方編5～7ページ



左ページの図の上段には、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育成することで、学校における人権教育の目標である「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動」へと結び付くことが示されています。

中段には、そのような意識・意欲・態度は、人権に関する知的理解が深められるとともに、人権感覚が育成されることで高められることが示されています。このとき、両者は相互に関連するもので、同等の重みをおいて育成するものです。

下段には、この人権に関する知的理解と人権感覚とが、知識、価値・態度、技能に関わる三つの側面から捉えられることが示されています。

1 三つの側面

指導等の在り方編 5～7ページ

学校教育全体を通して、次の三つの側面から捉えられる資質・能力に同様な重みをおいてバランス良く育成していくことが大切です。

知識的側面

この側面の資質・能力は、人権に関する知的理解に深く関わるものです。

人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容や意義について理解を深めます。また、これらの知識は、自他の人権を尊重したり人権問題を解決したりする上で具体的に役立つものであることが大切です。

価値的・態度的側面

この側面の資質・能力は、人権感覚に深く関わるものです。

自他の人権擁護のための実践行動をとるには、人間の尊厳の尊重、自他の人権の尊重、多様性に対する肯定的評価、責任感、正義や自由の実現のために活動しようとする意欲などの価値や態度を育成し、人権感覚を高めることが必要です。

技能的側面

この側面の資質・能力は、人権感覚に深く関わるものです。

自他の人権擁護のための実践行動をとるには、人権に関わる内容を直感的に感受し、共感的に受けとめ、それを内面化することが求められます。そのような受容や内面化のためには、様々な技能の助けが必要です。コミュニケーション技能、合理的・分析的に思考する技能や偏見や差別を見きわめる技能、その他相違を認めて受容できるための諸技能、協力的・建設的に問題解決に取り組む技能、責任を負う技能などを育成します。これらの諸技能が、人権感覚を鋭敏にします。

特に、人権感覚を育成するためには、例えば次のような力や技能などを総合的にバランス良く培うことが求められます。

- ①他の人の立場に立ってその人に必要なことやその人の考えや気持ちなどがわかるような想像力、共感的に理解する力
- ②考えや気持ちを適切かつ豊かに表現し、また、的確に理解することができるような、伝え合い、わかり合うためのコミュニケーションの能力やそのための技能
- ③自分の要求を一方的に主張するのではなく、建設的な手法により他の人との人間関係を調整する能力及び自他の要求を共に満たせる解決方法を見出して、それを実現させる能力やそのための技能